

平成26年度 第1回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成26年5月27日（火）午前10時から正午まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第二会議室

3 出席者：（委員）

西川議長、長澤副議長、浅野委員、小川委員、片桐委員、金田委員、
亀田委員、高塚委員、田原委員、松波委員、
（事務局）

朝生生涯学習部長、橘中央図書館長、増岡生涯学習振興課長、
横田文化財保護室長、西村科学教育推進担当課長、廣森統括管理主事、
桜井生涯学習振興課長補佐、内藤事業推進係長、土肥生涯学習係長、
藤代主任主事、吉田主任主事、小野主任主事

4 議 題

- (1) 平成26年度 生涯学習部主要事業概要等について
- (2) 平成26年度 社会教育関係団体への補助金交付について
- (3) 公民館のあり方について
- (4) その他

5 議事の概要

- (1) 一部議題の取扱いについて
議題（3）を非公開審議とする旨を決定した。
- (2) 平成26年度 生涯学習部主要事業概要等について
生涯学習部が所管する主要事業の概要について、事務局から説明があり、質疑を行った。
- (3) 平成26年度 社会教育関係団体への補助金交付について
社会教育団体への補助金交付の内容について、事務局から説明があり、原案どおり了承した。
- (4) 公民館のあり方について
公民館のあり方について、事務局から説明があり、各委員が意見を申述した。
- (5) その他
次回会議は7月下旬から8月上旬に開催することとし、別途日程を調整することとした。

6 会議経過

- (1) 一部議題の取扱いについて

（議長）おはようございます。

本日、第1回会議でございます。

「平成26年度生涯学習部主要事業概要等」、それから「補助金の交付について」、そして、「公民館のあり方について」、この3件の議題について、審議したいと思います。

それでは、次第に従いまして、議事を進行して参ります。

まず、本日の議題3については、非公開に該当すると思いますが、事務局いか

がですか。

(事務局) 議題3につきましては、施策に関する意思形成過程の情報が含まれておりますので、千葉県情報公開条例第7条第5号に規定します「審議・検討・協議情報」に該当することが考えられます。

(議長) 事務局の説明がありました、よろしいでしょうか。

(委員) 「公民館のあり方について」という議題で、非公開としたことは今までなかったと思いますが、非公開とする理由がわかりません。「公民館のあり方」について、これまで社会教育委員会議会で議論してきましたが、今まで非公開になったことはなかったと思います。別に個人情報が含まれるわけでもありませんし。

(事務局) 施策の形成過程の意思決定前の内容ですから、非公開というのが、望ましいと考えております。

(委員) 会議というのは、意思形成をつくっていくプロセスです。そのプロセスを公開しないという理由がよくわかりません。これまでも、「公民館のあり方」、「指定管理者制度について」「受益者負担」など、公民館について様々な、意思形成に関わることについて、事務局から意見を聞かれ、私どももいろいろと意見を言ってきました。その意思形成プロセスに関わるのが、なぜ非公開なのでしょう。

(事務局) 基本的な考えはおっしゃるとおりなのですが、今回ある程度のとりまとめの内容をお話しさせていただく中で、想定されるスケジュール(案)等もお示しすることなどもありますので、そういったものを、まだ確定していない段階で、対外的にお話しさせていただきますと、それによって、混乱を生じさせてしまうおそれがあると考えておりますので、今回、非公開ということも必要なのではないかと考えております。

(委員) スケジュールというのは市民生活に、非常に深くかかわることなので、そのことについて、市民の方に、傍聴の方の前で非公開にするというのは、よく理由がわかりません。

(事務局) お示しする情報の中に、確定されていないものも、含んでおります。不確定の情報で、今後大きく変更される場合もありますので、確定した情報として間違えて伝わる場合も危惧されますので、今回、非公開とさせていただきたいと思っております。

(委員) しつこいようですが、不確定と言いますと、例えば公民館に指定管理者制度を導入するというのは、まだ市議会で決まったことではないので、まだ不確定なことです。その不確定なことをこれまで、この社会教育委員会議会で議論してきました。今回は、不確定なことだから非公開にするというのは、これまでの議

事の進め方とは、まったく違うと私は思います。

(事務局) 今まで、みなさんにご審議いただいていた内容としましては、基本的には検討の可能性、想定される方策について、広くご意見をいただいていたものです。しかし、今回は、ある程度とりまとめた内容を、方針案として示させていただく中で、さらに今後、それが、どのように進んでいくかという「案」も、お話しさせていただくことにはなるかと思えます。そういった「いつ、どのように」というところは、今までの会議でお示した内容とは違うものであり、混乱を生じさせるおそれがあると考えております。今まで公開してきたというのはおっしゃるとおりなのですが、今回は、非公開とする必要があると考えております。

(委員) 千葉市の情報公開条例が、「知る権利」を尊重して、市民参加を大事にすると言っていて、なぜ、この社会教育委員会議の議論が、自由にそれを市民に公開できないのか、というのはまったく私には理解できません。

(議長) 難しい問題で、そういう意見もございましたが、事務局の考えも、理解できますので、今回、非公開ということでよろしいでしょうか。

(委員) もう一度、先ほど事務局から説明があった、千葉市情報公開条例のその非公開事項の規定を確認させてもらえますか。

(事務局) 根拠条例ですね、千葉市情報公開条例第7条の第5号、こちらの「審議・検討・協議情報」ということで、施策に関する意思形成の過程で、不確定な情報についてですね、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれですとか、不確定な情報が市民のみなさまの方にお知らせされることによって、無用な混乱を生じさせるおそれがある場合につきましては、非公開情報になるという条項になっております。

(議長) よろしいでしょうか。

(委員) 今の5号には「公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、または不利益を及ぼすおそれがあるもの」とありますが、例えば「不当に市民の間に混乱を生じさせる」ような議論を私たちはこれからするのでしょうか。

(事務局) それにつきましては、あくまで意思形成の過程の途中だということで、その途中の情報が、そのまま確定するかどうか分からない段階で市民のみなさまにお知らせしてしまうことによって、先ほどお話しさせていただきましたとおり、結果が今後変わってくることも考えられますので、場合によっては、市民のみなさまに混乱を生じさせてしまう可能性もあるというふうに考えております。

(議 長) ということで、いかがでしょうか。

(委 員) 不確定なうわさが流れてはいけないと

(委 員) 不確定なことが現実になったらどうするんですか。

(議 長) 私としては、今までもそうではありましたが、この社会教育委員会議は、決定機関ではなく、あくまでも各団体等の代表者から市に対して幅広い意見を言うという趣旨でやってきております。そういう位置づけで、事務局が内容について、非公開にしたいと言っておりますので、その方向で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(委 員) 議決されたということであればいいのですが、私は非公開ということについては、反対の意思を表明します。あくまでも公開で、自由に市民の方たちと一緒に議論するというのが会議のやり方ではないかと思っておりますので。

(議 長) そういう意見もございましたが、議事を進めていきたいと思っております。

(2) 平成26年度 生涯学習部主要事業概要等について

(議 長) 議題(1)「平成26年度 生涯学習部主要事業概要等について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題(1)「平成26年度 生涯学習部 主要事業 概要等」について、資料1によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

「平成26年度当初予算の概要」についてですが、市全体に関する「平成26年度千葉県当初予算」、及び生涯学習部に関する平成26年度当初予算については、ご覧のとおりとなっております。

次に、2ページをご覧ください。

「加曽利貝塚整備」につきましては、加曽利貝塚の国特別史跡指定申請に向け、新たなキャンペーンを実施するとともに、博物館のリニューアルに向けた実施設計や耐震補強工事などの環境整備を行うものです。

「犢橋公民館改築」につきましては、施設の老朽化等が著しいことから、現公民館用地において、市民センターと複合化して改築するための基本設計などを行うものです。

「放課後子ども教室推進」につきましては、運営支援を拡充するため、コーディネーターの複数配置や相談体制の整備を行うものです。

「特別教室開放」につきましては、現在4か所で実施していますが、平成26年からは6か所に拡大を行うものです。

5 ページをご覧ください。

『ファミリー読書ノート』の作成につきましては、親子のふれあいや家庭での読書活動の推進を図るため、新たに、自分が読んだ本の書名などを書き込める「ファミリー読書ノート」を作成し、小学校の一年生から三年生に配布するものです。

「地区図書館の開館日の拡大」につきましては、図書館の利便性を向上するため、地区図書館6館において、祝日開館を実施するものです。

「図書館管理運営」につきましては、提供するサービスの充実のため、中央図書館において、国立国会図書館デジタル資料閲覧システムの整備やWi-Fi環境の整備を進めるものです。

議題1の説明は、以上です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

(議長) ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員) 特別教室開放の実施校が、4校から6校に増えるということですが、いずれの小学校が新たに開放されるのでしょうか。

(事務局) 平成26年度10月より、新たに中央区の星久喜小学校、若葉区の都賀の台小学校の開放を始められるよう、準備を進めています。

(議長) その他、今までの開放校は？

(事務局) 平成25年度までで、花見川区は瑞穂小学校、稲毛区は緑町小学校、緑区は扇田小学校、美浜区は海浜打瀬小学校で、すでに開放を実施しています。今年度、これに加えて、新たに星久喜小学校、都賀の台小学校の開放を実施いたします。

これにより、市内6区で各1校ずつの実施となります。

(委員) 特別教室開放は、希望できるのでしょうか。例えば来年増やすとか。

(事務局) 平成27年度以降の具体的な開放の計画については、現時点で未定ですが、地域のニーズに応じた学校施設の開放を検討していく必要があると考えております。

(委員) 公民館の話を取り上げているところですが、私の地域には公民館がありません。もし希望できるならば学校開放を、ぜひお願いしたいと思います。

(議長) 事務局はしっかりと受け止めてください。

(委員) 学校と社会教育の関係ですが、学校も非常に忙しくて、そういう中で放課後子ども教室や特別教室開放といった社会教育関係事業との連携を実施する場合、どうしても学校の負担が大きくなってしまったり、仕事が多くなってしまったりします。

このことと学校開放のあり方をどのように考えていますか。

(事務局) より広く地域のみなさまに、社会教育の活動に取り組んでいただきたいということで、学校開放を順次、進めているわけですが、今、委員からもございましたとおり、学校職員の負担増になるという可能性もあります。そういった中で、事業を円滑に進めるにあたりましては、地域の方の協力、それから利用していただく方の主体的な協力を中心に、できるだけ学校の負担を軽減するように、また、子どもたちの日ごろの活動に支障が生じることがないように、パーテーション等で分け、セキュリティを確保する等、工夫しながら学校の開放に取り組んでいるところです。

(委員) 放課後子ども教室について、文部科学省のほうで、日数を増やしましょうと言っています。日数が増えることによって、コーディネーターとか地域の負担とかが、すごく大きくなると思うのですが、今後、そのような方向性を仮定していますか。

(事務局) 放課後子ども教室の現状としましては、開設当初から関わっていただいている方の高齢化とか、後継者不足等という課題があり、実施日数が伸び悩んでいる状況です。

そういったいろいろな声を踏まえまして、平成26年度におきましては、コーディネーターの負担を軽減し、さらに担い手を育てるという視点から、これまで登録児童数の人数規模に応じて配置人数を決定していたコーディネーターを、平成26年度からは一律各校2名まで配置できるよう制度を改定いたしております。

それから、いろいろな活動の悩みに、個別に対応できるように、放課後子ども教室のアドバイザー制度を今年度から開始を予定しております。

(委員) 文科省の方針で、放課後教室の日数を増やす方向であると新聞に載っていたと思うのですが、まだ対応は始まっていないということですね。

そのことに対して、千葉市としてはどう考えていますか。

(事務局) 日数を増やしていく方向で考えております。そのためにはやはり皆様方のご協力がなければなりませんので、そのモチベーションを高めるために、支援体制を構築していくことによって拡充を図っていきたいと考えております。

(議長) 今の見解は委員が心配していることに関係しています。

(委員) 関係してくるでしょう。日数が増えるということは、学校にとっても負担であろうし、地域も結果的に負担です。率直に言うと協力体制を整えなければいけないという感じですか。

(事務局) 拡充することによって、地域の方々の負担増につながるのではないかと、というご指摘をいただきましたけれども、地域では、教育委員会やこども未来局に

よって、色々な類似事業が実施されております。地域の同じ方が、あちらのコーディネーターやこちらのコーディネーターをやられて、負担になっている事実があり、委員もそのことを仰っているのだと思います。今後は、類似事業の統合も検討課題として上がってくるのではないかと思います。

(議長) 今後の検討課題ということですね。

ほかにございますか。ないようですので、議題(1)についての質疑を終了させていただきます。

(3) 平成26年度 社会教育関係団体への補助金交付について

(議長) 議題(2)「平成26年度 社会教育関係団体への補助金交付について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題(2)「平成26年度 社会教育関係団体への補助金交付」について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

社会教育関係団体への補助金の交付につきましては、社会教育法第13条におきまして、社会教育委員会議の意見を聞いて行わなければならないと定められていることから、委員のみなさまにご意見をうかがうものです。

今年度は、3団体が実施する事業に対して、補助金を交付したいと考えております。

まず、「千葉市PTA連絡協議会」の6事業に対して140万円、それから「千葉市郷土芸能保存協会」の「郷土芸能保護事業」に対して34万6千円、最後に「千葉ユネスコ協会」の「国際理解教育事業」に対して2万3千円を交付したいと考えております。

いずれも、前年度と同額となっております。

説明は、以上です。

(議長) ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようです。それでは、補助金の交付について、社会教育委員会議として承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、補助金の交付について、承認いたします。

(4) 公民館のあり方について

※議題(4)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第5号に該当する情報(審議・検討・協議情報)が含まれているので表示していません。

(5) その他

(事務局) 事務局から連絡します。今回会議の議事録につきましては、作成後に議長

にご確認をいただいたうえで、署名をいただき、確定としたいと思います。

次回の社会教育委員会会議ですが、例年どおり7月の下旬または、8月上旬ごろを予定しております。議長・副議長の日程を確認させていただいたうえで、またご連絡させていただきたいと思います。

事務局からの説明は、以上です。

(事務局) 委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして平成26年度第1回千葉市社会教育委員会会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電 話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp